

『いじめ問題』の解決に向けた取り組み

●問合せ先 教務課教務係 ☎72-2111 (内線515)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるおそれがあります。大人である私たちが、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、学校、家庭、教育委員会それぞれの役割と責任を果たしていくことが必要です。

市では、昨年6月に「小郡市いじめ防止対策推進条例」を制定し、下の図に示すように各学校や関係機関と連携を図りながら、いじめ防止などの取り組みを進めています。

学校・家庭の取り組み

各学校では、「いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進めています。例えば、月に一回程度いじめに関するアンケートや学校生活に関するアンケートを実施し、そのアンケート結果をもとに教育相談を行っています。

また、月に一回スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなども参加して「いじめ防止対策委員会」を行っています。この会議では、取り組みの点検や気になる児童生徒の情報共有などを行っています。

家庭では、家庭用チェックリストなどを活用していじめの早期発見に努めています。

各委員会の取り組み

市では、いじめ防止などのため、次のような組織をつくっています。

① いじめ防止対策審議会

この組織は、弁護士や医師、大学教授などの専門家で構成

し、市の「いじめ防止基本方針」について検討しています。

② いじめ問題対策連絡協議会

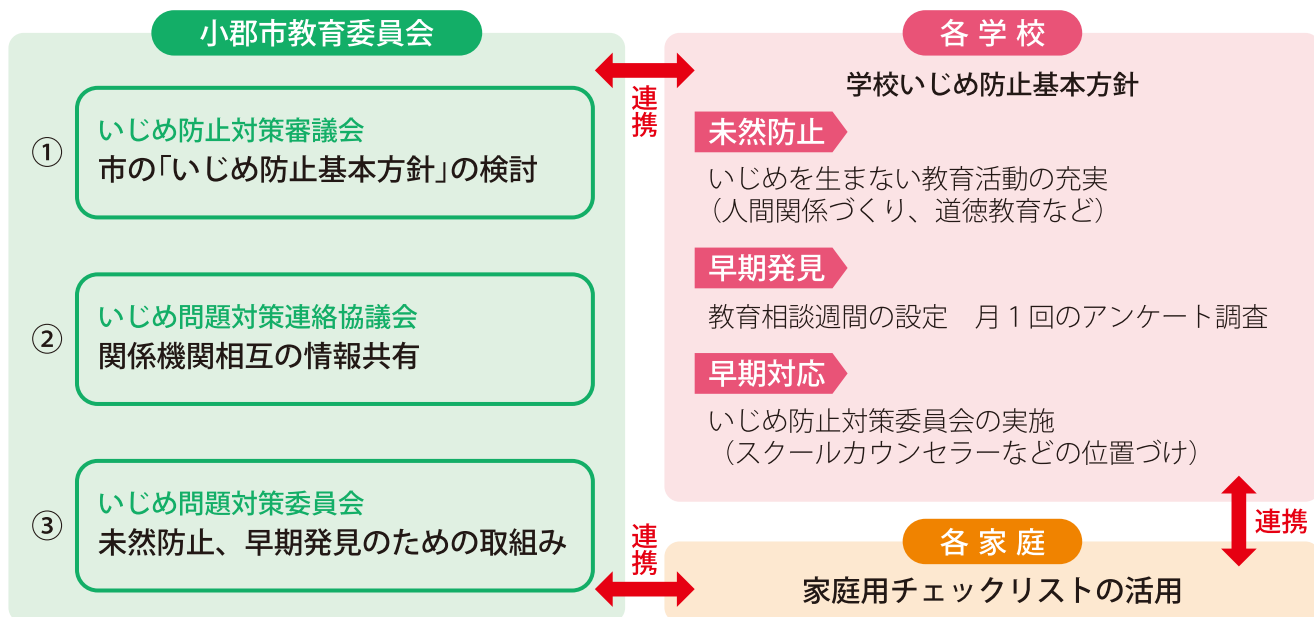
この組織では、児童相談所や法務局、警察署などが集まり、いじめ防止に関係している機関相互の情報共有を行っています。

③ いじめ問題対策委員会

この組織では、学校、PTA代表、子育て支援課、市教育センターが一緒になって、いじめの未然防止や早期発見のための具体的な取り組みについて話し合い、啓発ポスターや家庭用チェックリストの作成・配布などを行っています。

いじめ防止へご協力を

いじめは学校や家庭では気づきにくい一面があります。地域の方々も含めた多くの大人の目で児童生徒の様子を見ていただき、気がついたことがあればその場で指導したり、学校などへ連絡したりしてください。皆さんのご協力をお願いします。



「小郡市いじめ防止のための取り組み」